平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	7								<u>府 省</u>	庁 名	経済	産業省	
対象税目		個	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取	得税	固定資産税	事業所税	その他	()	
要望 項目名		外	外国子会社合算税制の見直し										
要望内容(概要)		国外への不当な所得移転及び租税回避を防止するため、租税負担割合がトリガー税率未満の外国子会社について、適用除外基準を満たしていない(経済合理性のある事業を行っていない)場合には、当該外国子会社の所得を日本親会社の所得に合算して課税する。 また、適用除外基準を満たしていたとしても、資産性所得(保有割合10%未満の株式の配当やキャピタルゲイン、債券利子、使用料等)を有している場合には、当該資産性所得のみ合算して課税する。											
		(=)	防止しつつ	の内容 ジェクトを踏 O、日本企業の こおいて、日	D過度な負	担により国	際競争	力の低下を	招くことが	ないよう	、合理的	的で簡素な制	
		234	特定外国 事業基準 適用除外	系会社の判定 国子会社等の 単における航 ト基準の適用 国子会社等が	判定方法の 空機の貸付 範囲に支足	D見直し けけの取扱い 所在地国	ハ の見i を含め・	直し る見直し					
		適		とが認められた 租税特別措置				1-11 11-11					
関係	条文	地	方税法第:	2 3条第1項	頁第4号、	同法第7	2条の	23第1項	、同法第2	9 2条第	[1項4	4号	
	収 2額	_	初年度] 改正増減4	— 収額]	(–	-)	[平	年度] —	_	(–)	(単位:百万	5円)

(1)政策目的

要望理由

我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。

現在、国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、過度な租税回避行為を防止するため、OECD/G20 において、国際課税制度の調和に向けた取組(BEPS (Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転)プロジェクト)が進められているが、この議論を踏まえた国内での制度整備の検討に当たっては、結果として日本企業の健全な活動を制約し、国際競争力の低下を招くことがないよう、ビジネス実態に配慮すべきである。

また、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における課税のリスクや事務コストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑化していくため、外国子会社合算税制の見直しを行う。

(2) 施策の必要性

日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われているところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。

また、現行の外国子会社合算税制は、現状のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の海外展開に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

ページ 7—2

	잰	策体系におけ	3. 対外経済					
合理性	成策体系にあり る政策目的の位 置付け		3-2 海外市場開拓支援					
		策の 成目標	日本企業の海外展開の円滑化					
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置					
		同上の期間中 の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化					
		策目標の 成状況						
有		望の措置の開見込み						
- 効性	効 (望の措置の 果見込み 手段としての 効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。					
	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。					
相当性	の	算上の措置等 要求内容 び金額	予算上の措置等はない。					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係							
	要望の措置の 妥当性		外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。					
		ページ	7—3					

税負担軽減措置等の 適用実績								
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績								
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。							
前回要望時の 達成目標	日本企業の海外展開の円滑化							
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由								
これまでの要望経緯	平成 22 年度 拡充(トリガー税率引下げ(25%→20%)) (統括会社特例の導入) 平成 25 年度 拡充(無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し) 平成 27 年度 拡充(被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し) 平成 28 年度 拡充(外国税額控除の適正化)							
ページ	7—4							